

西宮市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路に係る後退用地等の確保及び拡幅整備に関し、必要な事項を定めることにより、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路をいう。
- (2) 市道等 西宮市道路管理者⁽³⁵⁾が管理する道路で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4項に規定する市道
 - イ 法定外道路
- (3) 私道等 市道等以外の道路をいう。
- (4) 接続道路 計画地⁽⁶⁾に直に、又は水路等⁽⁵⁾を介して接する狭あい道路以外の他の道路（法第42条第1項第1号から同項第4号まで又は同条第2項の規定により指定されたものに限る。）をいう。
- (5) 水路等 次のいずれにも含まれない水路及び河川をいう。
 - ア 法第42条の規定により指定された道路の区域
 - イ 計画地⁽⁶⁾
- (6) 計画地 狭あい道路に接した、建築等敷地⁽⁸⁾、後退用地⁽⁹⁾、隅切り用地⁽¹⁰⁾及び付帯地⁽¹²⁾を含む土地をいう。
- (7) 後退用地等 後退用地⁽⁹⁾及び隅切り用地⁽¹⁰⁾をいう。
- (8) 建築等敷地 計画地の一部で、次のいずれかに該当する土地をいう。
 - ア 建築主⁽³⁰⁾が建築行為等⁽³⁶⁾を行う土地
 - イ 建築行為等⁽³⁶⁾を伴わない計画地の整備を行う場合は、計画地のうち後退用地等及び付帯地⁽¹²⁾を除いた土地
- (9) 後退用地 計画地の一部で、現況道路境界線⁽²⁰⁾と後退線⁽²⁴⁾との間に存する土地をいう。
- (10) 隅切り用地 計画地の一部で、次のいずれかに該当する箇所の角地（以下「角地」という。）の隅を頂点とし、法第42条第1項第1号から同項第3号までの規定により指定された道路の現況道路境界線⁽²⁰⁾、計画道路境界線⁽²¹⁾又は水路等境界線⁽²²⁾と後退線⁽²⁴⁾を等辺として、長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分の土地で、後退用地を除いたものをいう。
 - ア 狭あい道路と接続道路が同一平面上で交差、接続する箇所
 - イ 狭あい道路が屈曲する箇所
 - ウ 上記に掲げる箇所において、計画地と接続道路との間に水路等が存する箇所
- (11) 隅角 角地の隅の内角をいう。

- (12) 付帯地 市道等の狭あい道路の拡幅整備⁽⁵¹⁾において、計画地のうち西宮市道路管理者⁽³⁵⁾が管理する構造物の築造又は維持管理のために必要な土地をいう。
- (13) 道路内民有地 市道等の狭あい道路において、次の全てに該当する土地をいう。
ア 既存道路部分⁽¹⁵⁾に含まれる。
イ 狭あい道路と計画地との間の官民境界線⁽²⁶⁾又は道路区域線⁽²⁷⁾と、現況道路境界線⁽²⁰⁾との間に存する。
ウ 舗装等で整備され、一般の交通の用に供されている。
エ 権原取得⁽⁵²⁾していない。
- (14) 権原取得地 市道等の狭あい道路において、権原取得⁽⁵²⁾を行う土地（後退用地等、付帯地及び道路内民有地）をいう。
- (15) 既存道路部分 拡幅整備⁽⁵¹⁾を行う前の狭あい道路において、現況の形態が一般の交通の用に供されている部分をいう。
- (16) 隣接地 狭あい道路に面する計画地の両側において、当該計画地と接する土地をいう。
- (17) 対側地 狭あい道路に面する計画地及びその両側各 2m の範囲において、当該狭あい道路を挟んで対面し、かつ、現況道路境界線⁽²⁰⁾と後退線⁽²⁴⁾との間に存する土地をいう。
- (18) 関連地 後退用地、付帯地、道路内民有地及びこれらの土地に接する全ての土地並びに対側地をいう。
- (19) 開発後退用地 隣接地の一部で、現況道路境界線⁽²⁰⁾又は後退線⁽²⁴⁾と開発後退線⁽²⁸⁾との間に存する土地をいう。
- (20) 現況道路境界線 既存道路部分とこれに接する土地との間の境界線をいう。
- (21) 計画道路境界線 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定により指定された道路の境界線をいう。
- (22) 水路等境界線 水路等とこれに接する土地との間の境界線をいう。
- (23) 道路中心線 狭あい道路の中心線をいう。
- (24) 後退線 法第 42 条第 2 項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (25) 隅切り線 建築等敷地と隅切り用地との間の境界線をいう。
- (26) 官民境界線 西宮市（以下「市」という。）が所有権を有する市道等の用地と、これに接する土地との間の所有権の境界線をいう。
- (27) 道路区域線 市が所有権を有しないが、市道等として使用、管理する権利を有する区域と、これに接する土地との間の管理区域の境界線をいう。
- (28) 開発後退線 開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則（平成 11 年西宮市規則第 115 号）第 6 条別表第 1 第 3 項第 3 号のアに規定する後退線をいう。
- (29) 建築主等 建築主⁽³⁰⁾及び土地所有者等⁽³¹⁾をいう。
- (30) 建築主 建築等敷地において建築行為等⁽³⁶⁾を行う者、土地所有者等⁽³¹⁾の同意を得た上で建築行為等⁽³⁶⁾を伴わない計画地の整備を行う者をいう。
- (31) 土地所有者等 計画地及び道路内民有地の所有権、地上権その他使用する権利を有する者をいう。また、市道等の狭あい道路の場合は、権原取得地の抵当権を有する者を含む。

- (32) 隅切り用地所有者 この要綱を適用して拡幅整備⁽⁵¹⁾又は権原取得⁽⁵²⁾を行う隅切り用地を、道路用地として提供する当該隅切り用地の所有権を有する者をいう。
- (33) 関係権利者 関連地の所有権、地上権その他使用する権利を有する者をいう。
- (34) 設計者等 法第2条第11号に規定する工事監理者、同条第17号に規定する設計者、及び同条第18号に規定する工事施工者をいう。
- (35) 西宮市道路管理者 道路法第18条の規定により西宮市道を管理する者をいう。
- (36) 建築行為等 建築確認⁽³⁷⁾の申請書の提出を要する建築物⁽⁴⁴⁾を建築する行為、及びこれに附属する門、塀等を築造する行為、並びに位置指定道路⁽⁴²⁾、宅地造成擁壁⁽⁴³⁾を築造する行為をいう。
- (37) 建築確認 法第6条第1項及び法6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認行為をいう。
- (38) 確認済証 法第6条第1項及び法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認済証をいう。
- (39) 検査済証 法第7条第5項及び法第7条の2第5項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する検査済証をいう。
- (40) 道路築造承認通知書 西宮市建築基準法施行細則(昭和46年西宮市規則第4号)第12条第3項に規定する位置指定道路⁽⁴²⁾の築造承認通知書をいう。
- (41) 道路指定通知書 西宮市建築基準法施行細則第12条第6項に規定する位置指定道路⁽⁴²⁾の指定通知書をいう。
- (42) 位置指定道路 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路で、かつ、後退用地等に接するものをいう。
- (43) 宅地造成擁壁 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条第1項に規定する擁壁で、かつ、後退用地等に接するものをいう。
- (44) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (45) 支障物件 後退用地等内及び付帯地内に存し、拡幅整備⁽⁵¹⁾に支障となる建物、門、塀、擁壁、樹木、生け垣及び土被りが浅い埋設管並びに建築工事用の資材、足場、仮設フェンス等で、法第44条の規定により建築を制限される建築物(建築設備を含む。)、及び築造を制限される敷地を造成するための擁壁、並びにその他の拡幅整備⁽⁵¹⁾に支障となる物件をいう。また、市道等の狭あい道路(ただし、市道等区域外隅切り用地を除く。)の場合は、道路法第32条又は西宮市法定外道路管理条例(平成13年西宮市条例第25号)第7条の規定により、西宮市道路管理者の占用許可を受けることができない物件を含む。
- (46) 建築等敷地造成擁壁 新たに建築等敷地を造成するための擁壁(既存道路部分と同じ高さの建築等敷地を、当該既存道路部分より低く掘り下げる場合を含む。)をいう。
- (47) 道路造成擁壁 新たに道路を造成するための擁壁(既存道路部分より低い後退用地等を、当該既存道路部分と同じ高さに嵩上げする場合に限る。ただし、建築等敷地の全部又は一部を後退用地等と合わせて嵩上げする場合を除く。)をいう。
- (48) 仕切り塀 後退用地等とこれに接する未後退の土地との間を仕切る塀等の構造物をいう。

- (49) 仕切り擁壁 既存道路部分より高い後退用地等を、当該既存道路部分と同じ高さに掘り下げて拡幅整備⁽⁵¹⁾を行う場合において、これに接する既存道路部分より高い未後退の土地を支えるための擁壁をいう。
- (50) 撤去等工事 拡幅整備⁽⁵¹⁾に支障とならないように、支障物件を撤去又は移設する工事をいう。
- (51) 拡幅整備 後退用地等を、道路として一般の通行に支障がない状態に整備する工事をいう。
- (52) 権原取得 市道等の狭あい道路において、後退用地等、付帯地及び道路内民有地を市道等の用地（権原）として、市がこれらの土地の所有者から寄付を受けるか、又は市と当該土地の所有者との間で無償使用契約（土地使用貸借契約の締結）の手続きを行う行為をいう。

（適用対象）

第 3 条 この要綱は、市道等の狭あい道路及びこれに接する計画地に適用する。

（市長の責務）

第 4 条 市長は、この要綱を適用して拡幅整備を行うに当たり、建築主等の理解と協力が得られるように啓発に努めるとともに、建築主等及び設計者等に対する助言及び指導その他必要な措置を講じなければならない。

（建築主等の役割）

第 5 条 建築主等は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、関係権利者へ協力を求め、その実施に協力するように努めるものとする。

（関係権利者の役割）

第 6 条 関係権利者は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するように努めるものとする。

（設計者等の役割）

第 7 条 設計者等は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、建築主等に対して必要な助言及び指導を行い、その実施に協力するものとする。

（隅切り用地）

第 8 条 建築主等は、市道等の狭あい道路における第 2 条第 10 号に規定する箇所において、次の各号のいずれかに該当する場合は、隅切り用地を拡幅整備するように努めなければならない。

- (1) 隅切り用地が確保されていない場合
- (2) 隅切り用地が第 2 条第 10 号又は次項に規定する形状を有していない場合
- (3) 隅切り用地が確保されているが、拡幅整備されていない場合

- 2 第2条第10号の規定にかかわらず、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、第3号から第6号までに掲げる線と、計画地における隣接地の開発後退用地に面しない道路側の後退線、現況道路境界線、計画道路境界線又は水路等境界線との交点のうち、角地の隅から最も遠くなる点と、計画地と隣接地との間の境界線と当該隣接地の開発後退線との交点とを結ぶ線、及び計画地の後退線、現況道路境界線、計画道路境界線、水路等境界線、並びに計画地と隣接地との間の境界線をそれぞれ辺とする多角形の部分の土地で、後退用地を除いたものを隅切り用地とする。
- (1) 計画地に第2条第10号の規定による隅切り用地の一部のみが存する場合において、当該隅切り用地の残りの一部が隣接地の開発後退用地に既に含まれている場合
 - (2) 第2条第10号の規定による計画地の隅切り用地が、隣接地の開発後退用地に接する場合
 - (3) 第2条第10号の規定による計画地の隅切り線
 - (4) 計画地と隣接地との間の境界線と当該隣接地の開発後退線との交点を起点とし、角地の隅から離れていく方向で当該計画地における隣接地の開発後退用地に面しない道路側の後退線、現況道路境界線、計画道路境界線又は水路等境界線に接する長さ2mの線
 - (5) 計画地と隣接地との間の境界線と当該隣接地の開発後退線との交点から、当該計画地における隣接地の開発後退用地に面しない道路側の後退線、現況道路境界線、計画道路境界線又は水路等境界線へ下ろした垂線
 - (6) 隣接地の開発後退線を計画地側へ延ばした直線
- 3 隅角の角度は、法第42条第1項第1号から同項第3号までの規定により指定された道路の現況道路境界線、計画道路境界線、水路等境界線又は後退線どうしが交差する角度とする。ただし、角地が隣接地の開発後退用地に接する場合は、当該計画地と隣接地との間の境界線ではなく、当該計画地及び隣接地における法第42条第2項の規定による後退線どうしが交差する角度とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、隅切り用地の確保及び拡幅整備を行わないものとする。
- (1) 隅角が120度以上の場合
 - (2) 角地に直に、又は水路等を介して接する接続道路が、歩車道の区別がなく、かつ、幅員が10m以上の場合
 - (3) 角地に直に、又は水路等を介して接して、市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年西宮市条例第52号）第2条第2項第1号に規定する歩道（幅員が2m以上のものに限る。）が設けられている場合
 - (4) 角地に接する水路等の上端の内幅が3m以上の場合
 - (5) 角地に直に、又は水路等を介して接する道路のうちのいずれかの道路が階段等の構造となっており、自動車の通行が不可能である場合
 - (6) 角地に直に、又は水路等を介して接する道路のうちのいずれかの道路の全幅員が、道路法第48条の13に規定する自転車又は歩行者の専用道路に指定されている場合
 - (7) 計画地に隅切り用地の一部のみが存する場合（ただし、隣接地の隅切り用地の残りの一部も同時に確保し、拡幅整備を行う場合を除く。）
 - (8) 建築主等から隅切り用地の確保及び拡幅整備を行わない旨の申し出があった場合

- (9) その他隅切り用地の確保及び拡幅整備を要しないと市長が認める場合
- 5 計画地内に後退用地と隅切り用地が共に存する場合は、当該後退用地が既に権原取得されている場合を除き、当該後退用地の拡幅整備又は権原取得（市道等の狭あい道路の後退用地に限る。）を行わずに、隅切り用地のみの拡幅整備又は権原取得（市道等の狭あい道路の隅切り用地に限る。）を行うことはできない。
 - 6 市道等の狭あい道路の隅切り用地とは、第2条第10号又は第2項の規定において、狭あい道路が市道等で、かつ、接続道路が市道等、県道又は国道である場合の隅切り用地をいう。

(境界画定)

第9条 建築主等は、次条の規定により後退線等の画定を行うに当たり、計画地及び道路内民有地とこれらに接する土地との間の境界線について、接する土地の所有者又は管理者と境界協定の締結又は境界確認の立会いを行い、速やかに市長へその内容を報告しなければならない。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、必ず境界協定の締結を行わなければならない。

- (1) 権原取得地を市へ寄付するために分筆する場合
 - (2) その他境界協定の締結が必要であると市長が認める場合
- 2 建築主等は、前項の規定により境界協定の締結又は境界確認の立会いを行う場合は、これらを行うために必要な測量を行うものとする。
 - 3 建築主等は、自らが行った境界協定の締結又は境界確認の立会い及びこれらを行うために必要な測量に要する費用を市長へ請求することはできない。

(後退線等の画定)

- 第10条 建築主等は、次条の規定により狭あい道路の拡幅整備の申請を行う場合は、あらかじめ後退方法、道路中心線及び後退線の位置を明確にしなければならない。
- 2 建築主等は、建築に伴う狭あい道路の拡幅整備においては、建築確認による後退方法、道路中心線及び後退線について、速やかに市長へその内容を報告しなければならない。
 - 3 建築主等は、位置指定道路の築造に伴う狭あい道路の拡幅整備においては、当該位置指定道路の築造の承認による後退方法、道路中心線及び後退線について、速やかに市長へその内容を報告しなければならない。
 - 4 建築主等は、宅地造成擁壁の築造に伴う狭あい道路の拡幅整備においては、後退方法、道路中心線及び後退線について、市長と協議しなければならない。ただし、宅地造成等規制法施行規則（昭和36年建設省令第3号）第4条第1項に規定する許可の申請と平行して建築確認の申請を行う場合は、第2項を適用するものとする。
 - 5 建築主等は、建築行為等を伴わない計画地の整備に伴う狭あい道路の拡幅整備においては、後退方法、道路中心線及び後退線について、市長と協議しなければならない。
 - 6 建築主等は、第4項又は前項に規定する協議を行うに当たり、計画地の周辺状況及び関係権利者の意向を調査し、市長へその内容を報告しなければならない。

- 7 市長は、第4項又は第5項に規定する協議を行う場合に、計画地の周辺状況及び関係権利者の意向を勘案し、建築主等に対して道路中心線及び後退線の位置を明確にするための助言を行うことができる。
- 8 建築主等は、前項に規定する助言を受けて、道路中心線及び後退線の位置について関係権利者と協議を行い、速やかに市長へその内容を報告しなければならない。
- 9 建築主等は、後退方法、道路中心線及び後退線について再度協議する場合、若しくはこれらの位置を変更するために必要な措置を取る場合は、速やかに市長へその内容を報告しなければならない。
- 10 隣接地が開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）の規定等により既に拡幅整備されており、第2条第24号に規定する後退線より更に後退している場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該隣接地の開発後退線等へ摺り付けるために、建築主等からの申し出により計画地を第2条第24号に規定する後退線より更に後退させることができる。この場合において、第2条第24号に規定にかかわらず、更に後退する線を当該計画地の後退線とみなす。
 - (1) 第2条第24号に規定する後退線により建築確認を受ける場合
 - (2) 第2条第24号に規定する後退線により位置指定道路の築造の承認を受ける場合
 - (3) 建築行為等を伴わない計画地の整備において、当該計画地のうち第2条第24号に規定する後退線による後退用地を除いた部分の面積が、開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する敷地面積以上の場合で、かつ、当該計画地を更に後退させることにより、その後退する部分を除いた部分の土地の面積が、同条例第2条第5号に規定する敷地面積に満たなくなった場合
 - (4) 狭あい道路を法42条1項1号の規定による道路に変更するために、狭あい道路のうち計画地に接する部分のみを、隣接地の後退線又は開発後退線等より更に後退させる場合
 - (5) 法第43条に規定する建築等敷地の接道幅を確保するために、故意に過大な後退を行おうとする場合

(申請)

- 第11条 建築主等は、第2条第6号に規定する計画地において、次の各号のいずれかに該当する行為を行う場合は、狭あい道路拡幅整備申請書（様式第1号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出し、協議を行うものとする。
- (1) 建築確認の申請
 - (2) 位置指定道路の協議（西宮市建築基準法施行細則第12条第1項に規定する協議）
 - (3) 宅地造成擁壁築造の申請（宅地造成等規制法施行規則第4条第1項に規定する許可の申請）
 - (4) 建築行為等を伴わない計画地の整備
- 2 前項に規定する協議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 後退用地等の範囲に関すること
 - (2) 支障物件の撤去等工事に関すること
 - (3) 狭あい道路の拡幅整備に係る工事に関すること。

- (4) 後退用地等、付帯地及び道路内私有地の権原取得に関すること
 - (5) 後退用地等及び付帯地の維持管理に関すること
 - (6) この要綱の適用に関すること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第 1 項に規定する申請書を受け付けたときは、申請を行った建築主等へ申請書の写しを交付するものとする。
- 4 この要綱を適用して拡幅整備又は権原取得を行う場合は、建築主等が第 1 項に規定する申請書を提出することにより、当該建築主等がこの要綱に定める全ての事柄について承諾し、この要綱の規定を遵守することを誓約したものとみなす。
- 5 前各項の規定にかかわらず、第 30 条の規定によりこの要綱の適用を除外する場合（ただし、同条第 10 項の規定により建築主等が要綱の適用を辞退する旨を申し出る場合を除く。）は、第 1 項に規定する申請書の提出を要しない。

(申請の変更)

- 第 12 条 建築主等は、前条第 1 項に規定する申請書の内容に変更が生じた場合（本条に規定する変更申請書の内容に更に変更が生じた場合も同様とする。）は、狭あい道路拡幅整備変更申請書（様式第 2 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出し、変更協議を行うものとする。ただし、市長が軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受け付けたときは、申請を行った建築主等へ申請書の写しを交付するものとする。
- 3 市長は、第 14 条に規定する現地調査等により、申請書の内容の変更が必要であると認める場合は、建築主等に対して第 1 項に規定する変更申請書の提出及び変更協議を求めることができるものとし、この場合において、当該建築主等は市長の求めに応じなければならない。

(申請の取り下げ)

- 第 13 条 建築主等は、第 11 条第 1 項に規定する申請書又は前条第 1 項に規定する変更申請書を取り下げる場合は、狭あい道路拡幅整備取下届（様式第 3 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、建築主等に対してこれらを是正するために必要な措置を取るよう指示することができる。
- (1) 建築主等が、前条第 3 項の規定による変更申請書の提出及び変更協議の求めに応じない場合
 - (2) 建築主等が、正当な理由がないにもかかわらず、次条第 2 項の規定による計画地への立入りに応じない場合
 - (3) 建築主等及び設計者等が、第 15 条第 1 項の規定による後退線及び隅切り線の位置の確認のための立会いに応じない場合
 - (4) 建築主等が、第 18 条第 4 項の規定による道路占用物件の後退用地等内（後退線又は隅切り線の際）への移設を承諾しない場合

- (5) 第 19 条第 5 項に規定する期日までに、建築等敷地の外構工事の着手又は完了が報告されない場合
 - (6) 建築主等が、第 19 条第 10 項に規定する指示に従わない場合
 - (7) 第 11 条第 1 項に規定する申請書又は前条第 1 項に規定する変更申請書を受け付けた日の属する市の会計年度の翌年度の末日までに、次に掲げるいずれかの行為が完了しない場合
 - ア 第 9 条に規定する境界協定の締結又は境界確認の立会い
 - イ 第 10 条第 2 項に規定する建築確認
 - ウ 第 10 条第 3 項に規定する位置指定道路の築造の承認
 - エ 第 10 条に規定する市長との協議及び市長への報告
 - (8) 第 11 条第 1 項に規定する申請書又は前条第 1 項に規定する変更申請書を受け付けた日の属する市の会計年度の翌々年度の末日までに、次に掲げるいずれかの行為に着手しない場合
 - ア 第 19 条に規定する拡幅整備
 - イ 第 20 条に規定する権原取得
 - (9) 建築主等が虚偽の申請を行った場合
 - (10) その他建築主等がこの要綱の規定を遵守しない場合
- 3 市長は、建築主等が前項に規定する指示に従わない場合は、申請書が取り下げられたものとみなすことができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第 19 条に規定する拡幅整備に着手した場合、若しくは第 20 条に規定する権原取得が完了した場合は、原則として建築主等は第 11 条第 1 項に規定する申請書又は前条第 1 項に規定する変更申請書を取り下げることができない。

(現地調査等)

- 第 14 条 市長は、第 11 条第 1 項に規定する申請書又は第 12 条第 1 項に規定する変更申請書を受け付けたときは、当該申請にかかる書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する現地調査等を行うに当たり、計画地に立ち入る場合は、事前に建築主等へ通知しなければならない。
- 3 建築主等は、前項の規定により市長が計画地に立ち入る場合は、これに応じなければならない。

(後退線及び隅切り線の確認)

- 第 15 条 市長は、後退線及び隅切り線の位置の確認のために必要と認める場合は、建築主等及び設計者等に対して立会いを求めることができるものとし、この場合において、当該建築主等及び設計者等は市長の求めに応じなければならない。
- 2 建築主等又は設計者等は、前項に規定する確認を行うに当たり、後退線及び隅切り線の両端及び中間の折れ点に杭、鉋等の仮標識を設置しなければならない。
- 3 建築主等又は設計者等は、拡幅整備に着手するに当たり、前項の規定により設置した仮標識が亡失している場合は、再度設置しなければならない。

- 4 建築主等及び設計者等は、自らが行った仮標識の設置を行うために必要な測量に要する費用を市長へ請求することはできない。
- 5 建築主等又は設計者等が、後退線及び隅切り線の位置を示す仮標識を誤って設置したことに起因して発生した損失等については、市長はいかなる責も負わないものとする。

(撤去等工事の施工)

第 16 条 建築主等は、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項に規定する協議が成立した後、撤去等工事が必要なものについては、速やかに工事に着手しなければならない。

- 2 建築主等は、新たに支障物件を築造してはならない。
- 3 建築主等は、自らが行った撤去等工事に要する費用を市長へ請求することはできない。

(造成擁壁の築造)

第 17 条 建築主等は、新たに建築等敷地造成擁壁又は道路造成擁壁を築造する場合は、第 19 条に規定する拡幅整備に着手する前に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市道等の狭あい道路において、新たに道路造成擁壁を築造する場合は、第 19 条に規定する拡幅整備と合わせて市長が行うことができる。
- 3 第 1 項に規定する建築等敷地造成擁壁のうち、建築等敷地を既存道路部分より低く掘り下げて造成するための擁壁については、その一部を後退用地等内にはみ出して築造することができる。
- 4 第 1 項又は第 2 項に規定する道路造成擁壁を築造する際に、土留め矢板の設置や埋設管の仮配管等を伴い、施工が大変困難で多大な費用を要する場合は、現場条件に適した構造の擁壁を築造することができる。
- 5 前項に規定する道路造成擁壁が後退用地等内に収まらない場合は、その一部を建築等敷地側にはみ出して築造することができる。
- 6 前各項に規定する擁壁を築造する場合は、後退用地等を既存道路部分と同じ高さにしなければならない。
- 7 第 25 条の規定により西宮市道路管理者が維持管理を行う造成擁壁(市道等の狭あい道路の後退用地等を支えるための擁壁)に水抜き穴を設置する場合は、水抜き穴から流出する地下水等を、市道等の狭あい道路の後退用地等より低い建築等敷地内の雨水と合わせて、建築主等が適切な方法により排水しなければならない。
- 8 建築主等は、前項に規定する造成擁壁の水抜き穴から流出する地下水等を受けるために、市長に対して造成擁壁の下端の際に U 字溝等の排水施設を築造するように求めることができる。
- 9 市道等の狭あい道路において、計画地のうち次の各号に掲げるいずれかの構造物が存する後退用地等以外の土地は付帯地となる。
 - (1) 第 3 項に規定する建築等敷地造成擁壁
 - (2) 第 5 項に規定する道路造成擁壁(地盤面下の躯体を含む。)
 - (3) 前項の規定により市長が築造する U 字溝等の排水施設

- 10 市道等の狭あい道路において、建築主等が建築等敷地造成擁壁又は道路造成擁壁を築造することにより、権原取得を行う後退用地等又は既存道路部分に影響を及ぼす恐れがある場合は、建築主等はあらかじめ西宮市道路管理者へ協議しなければならない。
- 11 建築主等は、自らが行った擁壁の築造に要する費用を市長へ請求することはできない。

(準備工事の施工)

第 18 条 建築主等は、狭あい道路から建築等敷地へ水道管、ガス管及び下水管等の埋設管を引き込む場合は、次条に規定する拡幅整備に着手する前に行うものとする。

- 2 建築主等は、狭あい道路を拡幅整備することにより、現況道路境界線の際に存する電柱、交通標識等の道路占用物件が一般の通行に支障となる場合は、次条に規定する拡幅整備に着手する前に、一般の通行に支障とならない場所へ移設するか、又は廃止するように、建築主等より当該道路占用物件の管理者へ依頼しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市道等の狭あい道路において、既存の電柱、交通標識等の道路占用物件が、道路法第 32 条又は西宮市法定外道路管理条例第 7 条の規定により、西宮市道路管理者の占用許可を受けており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、建築主等の都合によるものを除く。）は、市長より道路占用物件の管理者へ依頼することができる。
 - (1) 既存の場所から後退線又は隅切り線の際若しくは建築等敷地内へ道路占用物件を平行移設する場合
 - (2) 道路占用物件の管理者の都合により、既存の場所から離れた一般の通行に支障とならない場所へ道路占用物件を移設する場合
 - (3) 道路占用物件を廃止する場合
- 4 建築主等は、一般の通行に支障がない状態にするために、道路占用物件を後退用地等内（後退線又は隅切り線の際）へ移設する場合は、これを承諾しなければならない。
- 5 建築主等は、自らが行った、又は道路占用物件の管理者へ依頼した準備工事に要する費用を市長へ請求することはできない。

(市道等の拡幅整備)

第 19 条 市道等の狭あい道路の拡幅整備は、次の各号に掲げる全ての工事が完了した後、かつ、建築等敷地の外構工事に着手する日までに、市長が行うものとする。

- (1) 第 16 条に規定する撤去等工事
 - (2) 第 17 条に規定する造成擁壁の築造
 - (3) 第 18 条に規定する準備工事
- 2 前項の規定において、後退用地等内にやむを得ない事情により撤去できない仕切り塀又は仕切り擁壁が存する場合は、当該後退用地等のうち仕切り塀又は仕切り擁壁が存する部分（以下「保留地」という。）を除いた部分について、市長が拡幅整備を行うものとする。
 - 3 建築主等は、将来、隣接地の後退用地等を拡幅整備する際に、前項に規定する仕切り塀又は仕切り擁壁が撤去される場合（ただし、次項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合を除く。）は、仕切り塀又は仕切り擁壁を撤去した部分の拡幅整備を市長が行うことを承諾しなければならない。

- 4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、拡幅整備を行わずに権原取得のみを行うことができる。
 - (1) 現況道路境界線から後退線又は隅切り線までの後退幅が狭小で、かつ、既存の道路構造物を引き続き使用することが可能な場合
 - (2) 後退用地等が既に道路として一般の通行に支障がない状態に整備されており、新たな拡幅整備を要しない場合
- 5 建築主等は、第1項又は第2項の規定により拡幅整備を行う場合は、建築等敷地の外構工事に着手する日から起算して40日前（その日が市役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日とする。）までに、また、前項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合は、建築等敷地の外構工事の完了後に、速やかに市長へその旨を報告しなければならない。
- 6 市長は、第1項から第3項までに規定する拡幅整備又は第4項に規定する権原取得のみを行うに当たり、計画地及びその周辺の状況の確認等のために必要と認める場合は、建築主等及び設計者等に対して立会いを求めることができるものとし、この場合において、当該建築主等及び設計者等は市長の求めに応じなければならない。
- 7 第1項から第3項までに規定する拡幅整備を行うために必要な関係機関への協議及び申請等は、市長が行うものとする。ただし、法令又はこの要綱その他の規定により市長以外の者が行うと定めているものについてはこの限りでない。
- 8 市長は、第1項から第3項までに規定する拡幅整備において、道路の管理上必要な構造物等を築造することができる。
- 9 市長は、第1項から第3項までの規定により拡幅整備を行う場合は、当該拡幅整備の完了後に、また、第4項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合は、建築等敷地の外構工事の完了後に、権原取得地の官民境界線及び道路区域線の主要な位置に西宮市道路管理者が指定する境界板等を設置し、権原取得地の範囲を明確にするものとする。
- 10 市長は、第1項から第3項までに規定する拡幅整備を行う前又は行っている間に、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、建築主等に対してこれらを是正するために必要な措置を取るよう指示するとともに、是正が完了するまで当該拡幅整備を休止し、また、是正が行われない場合は当該拡幅整備を中止することができる。
 - (1) 後退用地等が道路として一般の通行に支障がある状態の場合
 - (2) 隅切り用地が第2条第10号又は第8条第2項に規定する形状を有しない場合
 - (3) 第1項の各号に掲げるいずれかの工事に瑕疵がある場合、又は工事が完了していない場合
- 11 市長は、第1項から第3項までに規定する拡幅整備を行う前又は行っている間に、建築主等が第10条第9項に規定する協議又は変更を行う場合は、協議又は変更が完了するまで当該拡幅整備を休止し、また、協議又は変更が行われない場合は当該拡幅整備を中止することができる。
- 12 市長は、この要綱を適用して拡幅整備を行ったことを周知するために、第1項から第3項までに規定する拡幅整備の完了後に、道路構造物上に整備済板を設置することができる。

(権原取得)

第 20 条 建築主等は、前条第 1 項の規定により拡幅整備を行う場合、又は同条第 4 項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合は、後退用地等の権原取得を行うこと、及び後退用地等に道路法又は西宮市法定外道路管理条例が適用されることを承諾しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に規定する後退用地等内に仕切り塀又は仕切り擁壁が存する場合においては、当該後退用地等の寄付は不可とし、保留地を除いた部分について無償使用契約の手続きを行い、また、保留地に道路法又は西宮市法定外道路管理条例を適用しないものとする。ただし、次条第 2 項第 4 号の規定により、建築主等が当該後退用地等を保留地とこれを除いた部分とに分けて分筆し、抵当権その他の権利の抹消等（所有権移転、地目変更を除く。）の用地処理及びこれらを行うために必要な測量を行う場合は、保留地を除いた部分を寄付することができる。

3 建築主等は、前条第 3 項の規定により仕切り塀又は仕切り擁壁が撤去される場合は、仕切り塀又は仕切り擁壁を撤去した部分（保留地）の権原取得を行うこと、及び当該部分に道路法又は西宮市法定外道路管理条例が適用されることを承諾しなければならない。

4 建築主等は、市道等の狭あい道路において、次の各号のいずれかに該当する場合は、付帯地（計画地のうち当該擁壁が存する後退用地等以外の土地）も含めて権原取得を行うこと、及び付帯地に道路法又は西宮市法定外道路管理条例が適用されることを承諾しなければならない。

(1) 第 17 条第 3 項の規定により建築等敷地造成擁壁の一部を後退用地等内にはみ出して築造する場合

(2) 第 17 条第 5 項の規定により道路造成擁壁の一部を建築等敷地側にはみ出して築造する場合

(3) 第 17 条第 8 項の規定により市長が造成擁壁下端の際に U 字溝等の排水施設を築造する場合

5 建築主等は、第 1 項から第 3 項までの規定により権原取得を行う後退用地等に接して、これと同じ所有者である道路内民有地が存する場合は、当該道路内民有地も含めて権原取得を行うこと、及び道路内民有地に道路法又は西宮市法定外道路管理条例が適用されることを承諾しなければならない。

6 建築主等及び市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定により拡幅整備を行う場合は、当該拡幅整備の完了後に、また、同条第 4 項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合は、建築行為等又はその他の計画地の整備の完了後に、第 1 項から第 5 項までに規定する権原取得を行うものとする。

7 市長は、土地所有者等が権原取得地を寄付する場合において、次の各号に掲げるいずれかの理由により寄付の手続きが遅れる場合は、寄付の手続きが行われるまでの暫定措置として、当該土地所有者等に対して無償使用契約の手続きを行うように求めることができるものとし、この場合において、当該土地所有者等は市長の求めに応じなければならない。

(1) 次に掲げる日までに、第 9 条第 1 項に規定する境界協定の締結が行われない。

ア 前条第 1 項から第 3 項までの規定により拡幅整備を行う場合は、当該拡幅整備が完了した日

イ 同条第 4 項の規定により拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合は、建築行為等又はその他の計画地の整備が完了した日

- (2) 前項に掲げる日から起算して 60 日を経過する日までに、次条第 2 項又は同条第 3 項に規定する用地処理（所有権移転、地目変更を除く。）及び測量が行われない。
 - (3) 次条第 1 項から同条第 3 項までに規定する用地処理（所有権移転、地目変更を除く。）が完了した日（ただし、用地処理が完了した日が、第 1 項のアに掲げる日以前の場合は拡幅整備が完了した日とし、また、第 1 項のイに掲げる日以前の場合は建築行為等又はその他の計画地の整備が完了した日とする。）から起算して 30 日を経過する日までに、第 10 項に規定する寄付の手続きに必要な書類が提出されない。
- 8 権原取得地を寄付するに当たり、当該権原取得地に抵当権その他の権利が設定されている場合は、あらかじめこれを抹消しなければならない。
 - 9 権原取得地の無償使用契約の手続きを行うに当たり、当該権原取得地に地上権その他使用する権利が設定されている場合は、あらかじめこれらを抹消するか、又は書面によりこれらの権利を有する者の承諾を得なければならない。
 - 10 市長は、第 6 項に規定する手続きを行うに当たり、あらかじめ権原取得地の土地所有者等に対して手続きに必要な書類の提出を求めるものとし、この場合において、当該土地所有者等は市長の求めに応じなければならない。
 - 11 建築主は、第 1 項から第 5 項までの規定により権原取得を行う土地については、建築確認を受ける際に当該土地の面積を建築敷地面積に算入することはできない。
 - 12 建築主は、前項の規定より権原取得地の面積を建築敷地面積へ算入することができない旨を、建築行為等を行うに当たり、協議又は申請等を行う関係機関へ報告しなければならない。

（測量及び登記等）

第 21 条 市長は、土地所有者等が権原取得地を寄付する場合は、建築主等からの申し出により、当該権原取得地に関する分筆、所有権移転、地目変更等の用地処理及びこれらを行うために必要な測量を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、権原取得地に関する分筆、抵当権その他の権利の抹消等（所有権移転、地目変更を除く。）の用地処理及びこれらを行うために必要な測量は、建築主等が行うものとする。

(1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者が、建築等敷地又は建築物等の販売又は賃貸等の営利を目的とする業として行う建築行為等又はその他の計画地の整備に伴い、狭あい道路の拡幅整備を行う場合

(2) 第 19 条第 1 項から同条第 3 項までに規定する拡幅整備が完了する前に分筆する場合

(3) 第 19 条第 4 項の規定により、拡幅整備を行わずに権原取得のみを行う場合において、建築行為等又はその他の計画地の整備が完了する前に分筆する場合

(4) 前条第 2 項の規定により、保留地を除いた部分を寄付する場合において、後退用地等を当該保留地とこれを除いた部分とに分けて分筆する場合

(5) 権原取得地以外で、計画地を複数の筆に分筆する場合

- 3 前各項の規定にかかわらず、建築主等が権原取得地の分筆を行う場合は、抵当権その他の権利の抹消等（所有権移転、地目変更を除く。）の用地処理も当該建築主等が行うものとする。
- 4 市長は、土地所有者等が権原取得地の無償使用契約の手続きを行う場合は、建築主等からの申し出により、当該権原取得地に関する図面や土地使用貸借契約書の作成等の用地処理及びこれらを行うために必要な測量を行うことができる。
- 5 市長は、前項に規定する無償使用契約の手続きを行う場合は、権原取得地に関する分筆、地上権その他使用する権利の抹消の用地処理及びこれらを行うために必要な測量を行うことはできない。
- 6 建築主等は、自らが行った分筆、抵当権その他の権利の抹消等の用地処理及びこれらを行うために必要な測量に要する費用を市長へ請求することはできない。

（奨励金）

第 22 条 市長は、市道等の狭あい道路の隅切り用地について、新たに権原取得を行った場合予算の範囲内において隅切り用地所有者へ奨励金を交付することができる。

- 2 前項に規定する奨励金は市長が認めたものを対象とし、その額は実施要領に定めるところにより算出した額とする。
- 3 隅切り用地所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部又は一部の交付を受けることはできない。
 - (1) 隅切り用地所有者（複数名となる場合は、それらの者のうちのいずれか 1 人）が、奨励金の交付対象となる行為で以って、この要綱以外の他の制度により助成等を受ける場合
 - (2) 隅切り用地所有者（複数名となる場合は、それらの者のうちのいずれか 1 人）が、市へ納付すべき公租公課（市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料等）を滞納している場合（ただし、当該隅切り用地所有者が市長に対して分納を誓約し、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を除く。）
 - (3) 隅切り用地所有者（複数名となる場合は、それらの者のうちのいずれか 1 人）が、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団である場合
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励金の交付の決定（確定）の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第 13 条第 1 項の規定により、狭あい道路拡幅整備（変更）申請書の取り下げ手続きを行った場合
 - (2) 第 13 条第 3 項の規定により、狭あい道路拡幅整備（変更）申請書が取り下げられたものとみなした場合
 - (3) 次条第 9 項の規定により、隅切り用地拡幅奨励金交付（変更）申請書の取り下げ手続きを行った場合
 - (4) 後退用地等が道路として一般の通行に支障がある状態の場合
 - (5) 隅切り用地が第 2 条第 10 号又は第 8 条第 2 項に規定する形状を有しない場合

- (6) 第 19 条第 1 項の各号の各号に掲げるいずれかの工事に瑕疵がある場合、若しくは工事が完了していない場合
 - (7) 建築主等が第 19 条第 10 項に規定する指示に従わない場合
 - (8) 前項の規定により、奨励金の全部又は一部の交付を受けることができないことが判明した場合
 - (9) 奨励金の交付の申請を行った日の属する市の会計年度の末日（その日が市役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日とする。）までに、建築主等又は隅切り用地所有者の責により次条第 7 項の規定する通知を行うことができない場合
 - (10) 次条第 8 項に規定する期日までに、隅切り用地拡幅奨励金交付請求書が提出されない場合
 - (11) 建築主等又は隅切り用地所有者が虚偽の申請を行った場合
 - (12) 奨励金の交付の申請又は請求に関して、隅切り用地所有者が虚偽その他不正行為を行った場合
 - (13) 市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合
 - (14) 隅切り用地所有者が、次項の規定による必要な情報の提供の求めに応じない場合
 - (15) その他建築主等又は隅切り用地所有者が法令、条例若しくはこの要綱の規定を遵守せず、かつ、これらにより市長が行った指示に従わない場合
- 5 市長は、第 3 項の各号及び前項の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、建築主等又は隅切り用地所有者に対して必要な情報の提供を求めることができるものとし、この場合において、当該建築主等又は隅切り用地所有者は市長の求めに応じなければならない。

(奨励金の交付手続き)

第 23 条 前条に規定する奨励金の交付に必要な手続きについては、補助金等の取り扱いに関する規則（昭和 57 年西宮市規則第 81 号）の規定を準用する。この場合において、同規則の第 2 条第 1 号中「市以外の法人又は法人格を有しない団体」とあるのは「市以外の法人又は法人格を有しない団体若しくは個人」と、同条第 2 号中「事務又は事業」とあるのは「事務又は事業若しくは行為」と、第 7 条中「補助金等交付申請書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金交付申請書」と、第 8 条第 2 項中「補助金等交付決定通知書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金交付決定通知書」と、同項中「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金不交付決定通知書」と、第 11 条第 1 項中「補助金等変更等申請書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金変更申請書」と、第 15 条第 1 項中「補助金等確定通知書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金確定通知書」と、第 17 条中「補助金等交付請求書」とあるのは「隅切り用地拡幅奨励金交付請求書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 申請書等の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 隅切り用地拡幅奨励金交付申請書（様式第 4 号）
- (2) 隅切り用地拡幅奨励金交付決定通知書（様式第 5 号）
- (3) 隅切り用地拡幅奨励金不交付決定通知書（様式第 6 号）
- (4) 隅切り用地拡幅奨励金変更申請書（様式第 7 号）

- (5) 隅切り用地拡幅奨励金確定通知書（様式第 8 号）
 - (6) 隅切り用地拡幅奨励金交付請求書（様式第 9 号）
 - (7) 隅切り用地拡幅奨励金取下届（様式第 10 号）
 - (8) 隅切り用地拡幅奨励金交付決定等取消通知書（様式第 11 号）
- 3 隅切り用地所有者は、前条第 1 項に規定する奨励金の交付を受ける場合は、第 20 条に規定する権原取得が完了した日から起算して 60 日を経過する日まで（その日が市役所の閉庁日の場合は、直前の閉庁日とする。）に、隅切り用地拡幅奨励金交付申請書（様式第 4 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。
 - 4 市長は、前項に規定する申請書又は第 6 項に規定する変更申請書を受け付けたときは、当該申請にかかる書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、奨励金の交付の適否を決定するものとする。
 - 5 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、隅切り用地拡幅奨励金交付決定通知書（様式第 5 号）により、また、交付しないことを決定したときは、隅切り用地拡幅奨励金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請を行った隅切り用地所有者へその決定を通知するものとする。
 - 6 隅切り用地所有者は、第 3 項に規定する申請書の内容に変更が生じた場合（本項に規定する変更申請書の内容に更に変更が生じた場合も同様とする。）は、第 3 項に規定する期日までに、隅切り用地拡幅奨励金変更申請書（様式第 7 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。
 - 7 市長は、第 20 条に規定する権原取得が完了した日の後、建築主等又は隅切り用地所有者がこの要綱の規定を遵守していると認める場合に交付すべき奨励金の額を確定し、隅切り用地拡幅奨励金確定通知書（様式第 8 号）により当該隅切り用地所有者へ通知するものとする。
 - 8 隅切り用地所有者は、前項に規定する通知を受けた後、かつ、奨励金の交付の申請を行った日の属する市の会計年度の末日（その日が市役所の閉庁日の場合は、直前の閉庁日とする。）までに、隅切り用地拡幅奨励金交付請求書（様式第 9 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。
 - 9 隅切り用地所有者は、第 3 項に規定する申請書又は第 6 項に規定する変更申請書を取り下げる場合は、隅切り用地拡幅奨励金取下届（様式第 10 号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。
 - 10 市長は、第 3 項に規定する申請書、若しくは第 6 項に規定する変更申請書を受け付けたときは、申請を行った隅切り用地所有者へ申請書の写しを交付するものとする。
 - 11 隅切り用地所有者が、第 3 項に規定する申請書を提出することにより、当該隅切り用地所有者がこの要綱に定める全ての事柄について承諾し、この要綱の規定を遵守することを誓約したものとみなす。
 - 12 市長は、前条第 4 項の規定により奨励金の交付の決定（確定）を取消したときは、隅切り用地拡幅奨励金交付決定等取消通知書（様式第 11 号）により、申請を行った隅切り用地所有者へ通知するものとする。

(公租公課の減免)

第 24 条 市長は、第 20 条第 6 項に規定する手続きが完了した権原取得地、又は前条に規定する手続きが完了した後退用地等に対して賦課している固定資産税及び都市計画税を、西宮市市税条例（昭和 25 年西宮市条例第 15 号）及び西宮市市税条例施行規則（昭和 39 年西宮市規則第 34 号）により減免するものとする。ただし、次項に規定するその他の後退用地等については、減免を受けようとする事由が当該市税条例及び市税条例施行規則に規定する要件を満たさない場合には、減免しないものとする。

2 前項に規定する減免は、権原取得地については市長自らが行い、その他の後退用地等については当該後退用地等の所有者からの申請により行うものとする。

3 市長は、権原取得地の土地所有者等が西宮市印鑑条例（昭和 49 年西宮市条例第 18 号）の規定により印鑑登録を受けている場合は、第 21 条に規定する登記又は土地使用貸借契約の締結等のために使用する印鑑登録証明書を取得するための手数料を、西宮市手数料条例（平成 11 年西宮市条例第 34 号）及び西宮市手数料条例施行規則（平成 11 年西宮市規則第 68 号）により減免することができる。

(後退用地等の維持管理等)

第 25 条 第 20 条第 6 項に規定する手続きが完了した権原取得地、及びこれらの土地内に築造した道路の管理上必要な構造物等については、常に道路として一般の通行に支障がないように、西宮市道路管理者が維持管理を行うものとする。

2 前項に定めるものを除き、拡幅整備を行った後退用地等、及び築造した構造物等については、常に道路として一般の通行に支障がないように、建築主等が維持管理を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により建築主等が維持管理を行う後退用地等及び構造物等の引き渡しについて、当該建築主等へ通知するものとする。

4 第 19 条の規定により拡幅整備を行う後退用地等又は権原取得地が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業若しくはその他の道路整備事業等の施行に伴う用地の買収、換地又は補償等の対象に含まれない等で、建築主等が不利益を被ったとしても、市長はいかなる責も負わないものとする。

(譲渡に伴う周知、承継)

第 26 条 建築主等は、計画地又は建築等敷地に存する建築物等を第三者へ譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して次の各号に掲げる全ての事項について事前に周知し、承継しなければならない。

(1) この要綱の規定により申請、協議等を行った内容

(2) この要綱を適用して狭あい道路の拡幅整備を行ったこと（拡幅整備が完了している場合）、又は今後行うこと（申請中で拡幅整備が未了の場合）

(3) この要綱を適用して後退用地等、付帯地及び道路内民有地の権原取得の手続きが必要なこと（申請中で手続きが未了の場合）

(4) 後退用地等を道路として一般の通行に支障がない状態に保全すること

(5) 後退用地等内及び付帯地内に築造した構造物、並びに設置した境界板等、表示板、整備済板を保全すること

(6) その他この要綱の規定を遵守すること

- 2 無償使用契約の手続きを行った権原取得地の土地所有者等は、当該権原取得地を第三者へ譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して締結した土地使用貸借契約書に定める各条項について事前に周知し、当該契約書を承継しなければならない。
- 3 建築主等から計画地又は建築等敷地に存する建築物等の譲渡を受ける者、若しくは無償使用契約の手続きを行った権原取得地の土地所有者等から当該権原取得地の譲渡を受ける者が、これらを更に第三者へ譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して本条の規定について事前に周知し、承継しなければならない。

(手続きの委任)

第 27 条 この要綱の規定により申請、協議等を行う建築主等又は隅切り用地所有者が、当該建築主等又は隅切り用地所有者以外の者を代理者と定め、この要綱に定める申請、協議及びその他の諸手続き等について代理者へ委任する場合は、市長へ提出する申請書等に代理者委任状（様式第 12 号）を添付しなければならない。

- 2 建築主等又は隅切り用地所有者が代理者を変更する場合は、代理者委任状（様式第 12 号）を市長へ再度提出しなければならない。
- 3 代理者は、市長に対してこの要綱に定める申請、協議及びその他の諸手続き等に関して代理者としての責を負うとともに、その内容を建築主等又は隅切り用地所有者へ周知しなければならない。
- 4 建築主等又は隅切り用地所有者が、第 1 項に規定する代理者委任状を提出することにより、代理者がこの要綱に定める全ての事柄について承諾し、この要綱の規定を遵守することを誓約したものとみなす。
- 5 市長は、この要綱に定める申請、協議及びその他の諸手続き等を行う上で、代理者が不適格であると認める場合は、建築主等又は隅切り用地所有者に対して代理者を変更するように求めることができる。

(代表申請者の選任及び責務)

第 28 条 この要綱の規定により申請、協議等を行う建築主等又は隅切り用地所有者が複数名となる場合、若しくは申請、協議等を行う建築主と土地所有者等が異なる場合は、当該建築主等又は隅切り用地所有者は、それらの者のうちから代表申請者を選出しなければならない。なお、第 23 条の規定により隅切り用地拡幅奨励金の交付の申請を行う場合は、必ず隅切り用地所有者のうちから代表申請者を選出しなければならない。

- 2 建築主等又は隅切り用地所有者は、前項に定める場合においては、この要綱に定める権利、義務及び諸手続き等、全ての事柄について代表申請者へ委任するとともに、代表申請者と協力して、責任を持ってこの要綱に定める事柄を行わなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、全ての建築主等又は隅切り用地所有者が行った行為とみなす。

- 3 代表申請者は、第1項に定める場合においては、代表申請者選出届及び委任状（様式第13号）に実施要領に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。
- 4 建築主等又は隅切り用地所有者が代表申請者を変更する場合は、新たに選出した代表申請者が、代表申請者選出届及び委任状（様式第13号）を市長へ再度提出しなければならない。
- 5 市長は、第1項に定める場合において、この要綱に定める全ての事柄に関して代表申請者を相手方とする。
- 6 代表申請者は、市長に対してこの要綱に定める全ての事柄に関して代表申請者としての責を負うとともに、その内容を他の建築主等又は隅切り用地所有者へ周知しなければならない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、第20条第10項に規定する手続きに必要な書類への署名、押印は、全ての権原取得地の土地所有者等自らが行わなければならない。ただし、特別な事由により市長が認める場合はこの限りでない。
- 8 代表申請者が第3項に規定する代表申請者選出届及び委任状を提出することにより、全ての建築主等又は隅切り用地所有者がこの要綱に定める全ての事柄について承諾し、この要綱の規定を遵守することを誓約したものとみなす。

（通知）

第29条 市長は、狭あい道路拡幅整備に係る通知書（様式第14号）により、申請を行った建築主等又は隅切り用地所有者、若しくは代理者に対して指示、指導又は要請等を行うことができる。

（適用除外）

- 第30条 この要綱は、開発事業等におけるまちづくりに関する条例の規定により整備又は廃止される狭あい道路については適用しない。
- 2 この要綱は、建築行為等を伴わない計画地の整備において、当該計画地のうち後退用地を除いた部分の面積が、開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する敷地面積以上の場合は適用しない。
 - 3 この要綱は、都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業又はその他の道路整備事業等を施行中、若しくは施行する時期が確定している区域内に存し、当該事業により整備又は廃止される狭あい道路については適用しない。
 - 4 この要綱は、国、地方公共団体、公社、独立行政法人等の公的機関が行う事業には適用しない。
 - 5 この要綱は、計画地に法第44条の規定により建築を制限される建築物（建築設備を含む。）及び築造を制限される敷地を造成するための擁壁が存し、法第3条第1項の規定によりこれらの撤去が免除される場合は適用しない。
 - 6 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する市道等の狭あい道路には適用しない。
 - (1) 道路法第18条第2項の規定により供用を廃止している。
 - (2) 新たに権原取得すべき後退用地等が存しない。

- 7 この要綱は、既にこの要綱（改正前の西宮市建築行為に係る狭あい道路拡幅整備要綱を含む。）を適用して拡幅整備又は権原取得を行った狭あい道路については適用しない。ただし、道路中心線又は後退線の見直し等により、新たに後退用地等が発生したと市長が認める場合は適用することができる。
- 8 この要綱は、計画地が西宮市域外に存する場合は適用しない。
- 9 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備又は権原取得が特別な事由により困難であると市長が認める場合は適用しない。
- 10 この要綱は、建築主等から適用を辞退する旨の申し出があった場合は適用しない。
- 11 この要綱は、前各項に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合は適用しない。

（補則）

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

（平成 12 年 4 月 1 日 西宮市条例第 74 号 開発事業等におけるまちづくりに関する条例の施行による改正付則）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの施行による改正前の西宮市建築行為に係る狭あい道路拡幅整備要綱の規定により提出されている協議書、土地使用貸借契約書等は、この施行による改正後の西宮市狭あい道路拡幅整備要綱により提出されたものとみなす。

3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。